

募集

景観審議会委員(公募委員)を募集します

高島らしい景観をつくるため、景観の形成や屋外広告物の規制に関して、必要なことを調査・審議する景観審議会の委員を募集します。

▼募集人数 5人以内

▼応募資格

市内に住所がある方で、景観形成に知識、経験または関心があり、かつ会議に出席できる方。ただし、平成25年4月1日現在で20歳未満の方、当市の他の審議会、協議会等の委員に就任している方や国、地方公共団体の議員および職員は除きます。

▼任期 平成25年4月1日～平成27年3月31日

▼募集期間

2月1日(金)～14日(木) 17時(必着)

▼応募方法

指定の応募用紙に必要事項をご記入の上、「高島市の景観について思うこと」をテーマとした作文(800字程度 様式自由)を添えて、郵送または持参で都市計画課(市役所別館)へご提出ください。

なお、応募書類は返却いたしませんので、ご承知ください。

▼応募用紙の入手先

都市計画課(市役所別館)
※高島市ホームページからでもダウンロードすることができます。

☎ 都市計画課
☎ (22) 0904



地域審議会委員(公募委員)を募集します

市民の皆さんのご意見を市政に反映させ、きめ細やかな施策を行っていくために、旧町村の地域単位で「地域審議会」を設置しています。

任期満了に伴い、次のとおり委員を募集します。

▼地域審議会の役割

①市長の諮問に応じて、各地域に関する事項を審議し、市長に答申します。

- ・新市建設計画の変更や執行状況に関すること
- ・地域振興のための基金の活用に関すること
- ・新市の基本構想の作成および変更に関すること等

②必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができま。

▼応募資格

平成25年3月31日現在で、次の項目全てに該当する方

- ①年齢満20歳以上の方
- ②各地域審議会設置区域内にお住まいの方

▼募集人数 各地域3人

▼委員任期

平成25年4月1日～平成26年12月31日

《地域審議会・まちづくり委員会 共通》

▼応募方法

所定の応募用紙に必要事項をご記入の上、持参、郵送またはメールでお住まいの地域の各支所(新旭地域は新旭振興室)に提出してください。

※要項・応募用紙は各支所(振興室)または市民活動支援課で配布のほか、市のホームページからもダウンロードできます。

▼応募締切 2月20日(水) 必着

※持参の場合は土・日・祝を除きます。

▼選考方法 書類選考(結果は応募者全員に通知します)

☎・㊟各支所・振興室

マキノ ☎(27) 1121 今津 ☎(22) 2551

朽木 ☎(38) 2331 安曇川 ☎(32) 1131

高島 ☎(36) 1121 新旭 ☎(25) 8100

☎市民活動支援課 ☎(25) 8526

まちづくり委員会委員(公募委員)を募集します

市民と行政が協力して地域の魅力アップや課題解決の事業に取り組むため、旧町村の地域単位で「まちづくり委員会」を設置しています。

任期満了に伴い、次のとおり委員を募集します。

▼まちづくり委員会の役割

①担当区域における各種まちづくり事業の推進

②自治会や各種まちづくり団体との意見調整、活動支援

▼応募資格

まちづくりに関心があり、広い視野に立って建設的なご意見、ご提案や事業実施に取り組んでいただける方で、平成25年3月31日現在で次の項目全てに該当する方

- ①年齢満18歳以上の方
- ②各まちづくり委員会設置区域内にお住まいの方

▼募集人数 各地域3人

▼委員任期

平成25年4月1日～平成27年3月31日

※無報酬

※まちづくり委員会の過去の取り組みは、市ホームページ「地域自治組織」でご覧いただけます。

お知らせ

農業者年金に加入しませんか

農業者の皆さん、あなたの老後生活への備えは十分ですか。国民年金にプラスして農業者年金に加入しませんか。

農業者年金は、60歳未満で、農業に年間60日以上従事し、国民年金第1号被保険者であれば、農地等の権利名義がなくても、加入できます。保険料は月額2万円から6万7千円まで、自由に設定できます。また終身年金で80歳までの保証付きです。

詳しくは、お近くの農協または農業委員会事務局にお問い合わせいただくか、市のホームページ「農業委員会」をご覧ください。

☎ 農業委員会事務局 ☎ (25) 8513



農業用軽油引取税免税証の受付・交付手続き

農業に軽油を使用されている方を対象に、次の日程で「軽油引取税免税証」の申請受付および交付を行います。

対象地区	場所	受付日時	交付日時
高島	高島支所 (2階会議室)	3月5日(火) 9時30分～14時	3月15日(金) 9時30分～11時30分
安曇川	安曇川公民館 (2階カルチャールーム)	3月6日(水) 9時30分～15時	3月15日(金) 13時30分～16時
朽木	朽木支所 (1階相談室)	3月7日(木) 11時～14時	3月18日(月) 9時30分～11時30分
新旭	新旭公民館 (3階研修室)	3月11日(月) 9時30分～14時	3月18日(月) 13時30分～15時30分
マキノ	マキノ支所 (2階会議室)	3月12日(火) 9時30分～14時	3月21日(木) 9時30分～11時30分
今津	高島合同庁舎 (旧高島県事務所) (2階2-A会議室)	3月13日(水) 9時30分～14時	3月21日(木) 13時30分～15時30分

▼申請に必要なもの

- ① 免税軽油使用者証(以前から免税証の交付を受けている方)
- ② 印鑑(共同申請者は全員の印鑑)
- ③ 昨年中に購入した免税軽油の納品書等と消費状況を記入した「免税軽油の引取り等に係る報告書」
- ④ 今年耕作される田畑の面積を確認する書類(昨年のお米共済細目書等)
- ⑤ 次の場合は手数料として440円が必要です。

- ・初めて免税証の交付を受ける方
- ・免税軽油使用者証の更新手続きが必要な方(以前に免税軽油使用者証の交付を受けている方で有効期限が平成26年3月30日以前の方)
- ・免税軽油使用者証の記載事項に変更がある方(経営委譲による経営者の変更、使用する機械の変更・追加など)

★変更・追加などがある場合、使用する農業機械の名称、型式、馬力数を調べておいてください。

▼交付時に必要なもの 印鑑

☎ 滋賀県西部県税事務所高島納税課 ☎ (22) 6017

★県西部県税事務所での申請は、免税証の交付が2週間程度遅れることがありますので、できる限りこの機会に申請手続きをしてください。